

県民地域づくり活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、福井県内に居住する県民が協働で行う町並みの保全、良好な景観形成の推進を図るため、公益財団法人福井県建設技術公社が行う県民地域づくり活動支援事業の実施に関して、必要な事項を定める。

(県民地域づくり活動支援事業の内容)

第2条 県民地域づくり活動支援事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域づくり活動補助事業
- (2) 地域づくり専門家派遣事業

(地域づくり活動補助事業)

第3条 地域づくり活動補助を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、別に定める申請書を福井県建設技術公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、別表1に定めるところにより補助する。

(地域づくり専門家派遣事業)

第4条 地域づくり活動のために専門家の派遣を希望する者（以下「依頼者」という。）は、別に定める申請書を理事長に提出する。

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、別表2に定めるところにより専門家を依頼者に派遣する。

(施行細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

【別表 1】

県民地域づくり活動補助事業

(目的)

福井県内の市民団体等非営利団体が主体となって実施する町並みの保全、良好な景観形成にかかる活動を支援することを目的とする。

(補助対象者)

応募できる者は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- 1 営利を目的としない非営利団体
- 2 補助対象者の住所が福井県内
- 3 構成員が10人以上

(補助対象活動)

- 1 営利を目的としない活動
 - ・良好な町並みの保全に関する活動
 - ・美しい景観の創出に関する活動
 - ・その他理事長が適当と認める活動
- なお、次に掲げる活動は助成対象としない。
- ・政治および宗教活動
 - ・公序良俗に反する活動
 - ・その他理事長が適当でないとして認める活動

(補助金額)

補助金額は補助対象活動に要する費用とし、その限度額は活動に要する経費の2分の1かつ10万円以内とする。ただし他の補助制度の補助金を受けていないこと。
補助期間は1年以内とし、複数年にわたる活動の場合は3年を限度とする。

(補助の対象となる経費)

費目	内容	備考
報償費	講師、専門家謝礼、補助人員費等	構成員人件費は除く
旅費、交通費		
需用費	消耗品、印刷製本、材料等	
役務費	通信運搬、保険料	
使用料、賃借料	会場借上、機器使用料等	
備品購入費	機器、機材購入費	
請負費	設計費、工事費	
その他経費	活動に必要な経費	飲食費は除く

(交付申請)

補助を受けようとする者は、別に定める申請書を公社理事長に提出しなければならない。また申請書には、活動計画書および収支予算書を添付しなければならない。理事長は、本項に定める書類の他、必要な書類を提出させることができる。

(交付決定)

理事長は、申請書を受理したときは、交付の可否を決定し申請者に通知する。

(実施報告)

補助を受けた者は、活動終了後に別に定める報告書を公社理事長に提出しなければならない。また報告書には、実施報告書および収支報告書を添付しなければならない。理事長は、本項に定める書類の他、必要な書類を提出させることができる。

(補助金額の確定)

理事長は、前項に規定する報告書を受理したときは、交付すべき補助金額を確定し、当該団体に通知する。

(補助金の交付)

前項の規定により通知を受けた団体が補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

理事長は、補助金の交付を受けた団体が虚偽の申請または不正行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部または一部を返還させることができる。

【別表 2】

地域づくり専門家派遣事業

(目的)

福井県内の市民団体等非営利団体が主体となって実施する町並みの保全、良好な景観形成にかかる活動を行うにあたり、専門家等の助言が必要な場合に専門家等を派遣することにより、活動を支援する。

(依頼対象者)

- 1 営利を目的としない非営利団体
- 2 補助対象者の住所が福井県内
- 3 構成員が10人以上

(依頼対象活動)

- 1 営利を目的としない活動
 - ・良好な町並みの保全に関する活動
 - ・美しい景観の創出に関する活動
 - ・その他理事長が適当と認める活動
- なお、次に掲げる活動は対象としない。
- ・政治および宗教活動
 - ・公序良俗に反する活動
 - ・その他理事長が適当でないとして認める活動

(派遣費用)

- ・派遣費用は、1団体あたり年間延べ3人日以内とする。
- ・複数年にわたる活動の場合は3年を限度とする。